



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

2019 年 第 23 号

今回のテーマ：【続報】仕入増値税の控除に必要な証憑及び仕入増値税額の確定について

【グラントソントン致同 Japan Desk News Flash 2019 年第 5 号】において、増値税率引き下げ及び仕入増値税の控除範囲拡大について紹介した（財政省、国家税務総局、税関総署公告 2019 年第 39 号）。本号では、仕入増値税の控除に必要な証憑及び仕入増値税額の確定について更に詳しく紹介する。

通常の場合：

必要な証憑		購入者（増値税一般納税者）における 仕入増値税額の確定方法	備考
取得した増値税専用発票	認証済専用発票	発票に記載された税額	発票により控除
取得した税関輸入増値税専用納付書	認証済輸入増値税専用納付書	税関輸入増値税専用納付書に記載された税額	発票により控除
取得した源泉納付書の完税証憑	完税証憑	完税証憑に記載された税額	発票により控除
取得した自動車販売統一発票	認証済専用発票	発票に記載された税額	発票により控除
取得した中古車販売統一発票	認証済専用発票	発票に記載された税額	発票により控除
旅客運輸発票	電子普通発票（チェック）	発票に記載された税額	発票により控除
	旅客身分情報が記載された航空輸送電子客票行程単	仕入増値税額 = (運賃+燃油サーチャージ)÷ (1+9%)×9%	計算により控除
	旅客身分情報が記載された鉄道乗車券	仕入増値税額 = 額面金額÷(1+9%)×9%	計算により控除
	旅客身分情報が記載された道路・水上輸送等の その他チケット	仕入増値税額 = 額面金額÷(1+3%)×3%	計算により控除
高速道路通行料金	普通発票（チェック）	仕入増値税額 = 額面金額÷(1+3%)×3%	計算により控除
一級道路・二級道路・橋・水門 の通行料金	普通発票	仕入増値税額 = 額面金額÷(1+5%)×5%	計算により控除

農産物の場合：

ケース	購入者が 取得する証憑		購入者（増値税一般納税者）における仕入増値税額の確定方法		備考
			納税者が貿易或いは 9%・6%の税率の貨物及びサービスに用いる農産物を仕入れる場合	納税者が 13%の税率の貨物の生産もしくは委託加工に用いる農産物を仕入れる場合	
販売者が 農業者個人	農産物 購入発票	普通発票 (チェック)	仕入増値税額 = 購入価格×9%	仕入増値税額 = 購入価格×10%	計算により 控除
販売者が 農業法人	普通発票	普通発票 (チェック)	仕入増値税額 = 購入価格×9%	仕入増値税額 = 購入価格×10%	計算により 控除
販売者が 農産物流通会社 (小規模納税者)	専用発票	認証済 専用発票	仕入増値税額 = 税抜価格×9%	仕入増値税額 = 税抜価格×10%	発票・ 計算により 控除
販売者が 農産物流通会社 (一般納税者)	専用発票	認証済 専用発票	発票に記載された税額	仕入増値税額 = 税抜価格×10%	発票・ 計算により 控除
輸入農産物	税関輸入 増値税専用 納付書	認証済 専用発票	完税証憑に記載された税額	仕入増値税額 = 税関輸入増値税専用納付 書に記載された完税価格×10%	発票・ 計算により 控除
購入者が 査定控除を適用	購入価格を控除率に 基づき税抜価格に換算		仕入増値税額 = 購入価格×9%(或は 6%)	仕入増値税額 = 購入価格×13%	計算により 控除

